

サポートファイル

しあわせな将来のために

(挿絵)

(氏 名)

サポートファイル ～しあわせな将来のために～

親・家族がある日突然に亡くなるまたは認知症・入院などで役割を果たせなくなったとき、後を託す親族や成年後見人等に対し、“この子なりの幸せな人生を全うさせたい”という親の思い（意志）がまっすぐに伝わるよう、必要最小限のことを記録しておきましょう。

- 親なきあとの支援をする人が戸惑うことなく引継ぐために役立ちます。
- 親としての考え方を整理しておくこと、成年後見制度などの利用の参考資料となります。
- 障がいのあるわが子に残す無形財産であり、親が元気なうちにしかできないことです。

記入の仕方について

- ◆ 親・家族や支援者が記入します。また、本人と相談しながら記入する部分もあります。
- ◆ 一気に記入しようとしなくて、わかること、優先すべきことから記入します。
- ◆ 2年毎ぐらいに見直して、加除訂正を繰り返すことが必要です。
- ◆ 古いページも捨てずに大切に取っておきましょう。後で貴重な成長の記録となります。
- ◆ 完成したら、他の重要書類といっしょに大切に保管しておきましょう。

記録の管理について

- ◆ 財産記録などは個人情報として注意が必要です。
- ◆ 他の人に渡すときは、必要な部分を選び出してコピーして渡しましょう。
- ◆ 親・家族が亡くなったとき、保管場所が分かるように工夫しましょう。

目次

◇ わが子の生計	1
◇ わが子の財産	2
◇ 親の資産等	3
◇ 権利を守る制度の利用（成年後見制度など）	5
◇ 成年後見人等候補者・日常生活自立支援事業	6
◇ 親と子の葬儀、墓、供養	7
◇ 親しく交遊・相談をしている人、親族連絡先	8
◇ 親なきあとのわが子についてのお願い	9
◇ 遺言	10
◇ （参照資料）4親等以内の親族	11

わが子の生計

親と同居している場合は難しいかもしれませんが、独立してグループホームや単身生活することを考えて、千円単位でイメージをつかむために記入します。

毎月の平均的収入

科 目	金額/月	備 考
障害基礎年金	円	
その他年金	円	
不動産賃料収入	円	
給与等収入	円	
その他収入	円	
その他収入	円	
	円	
	円	
合 計	円	

記入年月日 () 記入者氏名 ()

毎月の平均的支出

科 目	金額/月	備 考
福祉サービス利用料	円	
福祉サービス利用料	円	
福祉サービス利用料	円	
税金・健康保険料等	円	
医療費	円	
食 費	円	
小遣い・被服費等	円	
その他支出	円	
	円	
	円	
合 計	円	

記入年月日 () 記入者氏名 ()

不動産の種類	・土地 ・戸建て住宅 ・共同住宅 ・その他()		
所在場所等		持ち分	・単独 ・共有()
備考			

記入年月日() 記入者氏名()

不動産の種類	・土地 ・戸建て住宅 ・共同住宅 ・その他()		
所在場所等		持ち分	・単独 ・共有()
備考			

記入年月日() 記入者氏名()

不動産の種類	・土地 ・戸建て住宅 ・共同住宅 ・その他()		
所在場所等		持ち分	・単独 ・共有()
備考			

記入年月日() 記入者氏名()

生命保険・生命保険信託等

機関名	種類	証券番号	契約者名	被保険者	受取人	保管場所

記入年月日() 記入者氏名()

負債

借入名義人	借入先	返済期限	返済方法・担保	その他

記入年月日() 記入者氏名()

権利を守る制度の利用（成年後見制度など）

わが子のために多額のお金を残しても、自分で管理できなければ、他人にだまし取られたり浪費してしまう危険があるだけです。判断能力の程度によって、後見人等（後見人、保佐人、補助人）をつけることが考えられます。なお、簡単な契約なら本人が自分で契約できる能力があれば、日常生活自立支援事業や福祉的な信託を利用することが考えられます。

既に成年後見人等がいる場合

類 型	・後見		・保佐		・補助	
後見人等の氏名		続柄・所属等				
受任年月日	年	月	日	家庭裁判所名		
後見人等の報酬	・有		・無		報酬金額	
住 所						
電 話 番 号	自宅	携帯	職場	()		
書類の保管場所						

記入年月日() 記入者氏名()

後見人等が複数いる場合や監督人がいる場合

類 型	・後見		・保佐		・補助		・監督	
後見人等の氏名		続柄・所属等						
受任年月日	年	月	日	家庭裁判所名				
後見人等の報酬	・有		・無		報酬金額			
住 所								
電 話 番 号	自宅	携帯	職場	()				
書類の保管場所								

記入年月日() 記入者氏名()

後見制度支援信託または後見制度支援預金の利用

利用の有無	・有		・無		種 別	・支援信託		・支援預金	
金融機関名									
所 在 地									
契約年月日	年	月	日						

記入年月日() 記入者氏名()

成年後見人等候補者（成年後見人等をお願いしたい場合）

後見人の申立ては4親等以内の親族（11 ページを参照）が行うか、または市町長が行います。後見人等の候補者は申立人が推薦できますが、家庭裁判所が審査して決定します。知的障害者の場合、後見人等が選任されると生涯取り消しはできません。親と専門職後見人の複数後見もできます。

子（障害者本人）の後見人候補者

氏 名	住 所		電 話
本人との関係	現 状	承 諾	
	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から本人に接している ・時々接している ・滅多に接していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・了承を受けている ・話してはある ・まだ話をしていない 	
氏 名	住 所		電 話
本人との関係	現 状	承 諾	
	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から本人に接している ・時々接している ・滅多に接していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・了承を受けている ・話をしてある ・まだ話をしていない 	

記入年月日() 記入者氏名()

親の後見人（任意後見人）

後見契約	・締結している(下欄に記入)	・締結していない	
氏 名	住 所		電 話
関 係	公正証書契約番号	関係書類保管場所	

記入年月日() 記入者氏名()

日常生活自立支援事業

後見人等が必要なほどの判断能力が欠けていないが利用します。市町社会福祉協議会あるに「とちぎ権利擁護センターあすてらす」に相談してみましょう。

支援機関			
住 所			
電 話			
専 門 員		生活支援員	

記入年月日() 記入者氏名()

葬儀等の希望

親の葬儀、墓、供養

葬儀をするか	・する	・しない	・まだ決めていない
宗教・宗派	宗教・宗派名		
寺院・教会名	所在地		
葬儀社・互助会	・社名	電話	
	・決めていない		
お墓について	・墓地名	所在地	
	・ない		
供養についての希望	・一般葬	・家族葬	・その他()
その他			

記入年月日() 記入者氏名()

わが子の葬儀、墓、供養

葬儀をするか	・する	・しない	・まだ決めていない
宗教・宗派	宗教・宗派名		
寺院・教会名	所在地		
葬儀社・互助会	・社名	電話	
	・決めていない		
お墓について	・墓地名	所在地	
	・ない		
供養についての希望	・一般葬	・家族葬	・その他()
その他			

記入年月日() 記入者氏名()

親なきあとのわが子についてのお願い

親族へのお願い

--

記入年月日() 記入者氏名()

利用施設・事業所へのお願い

--

記入年月日() 記入者氏名()

行政・相談機関へのお願い

--

記入年月日() 記入者氏名()

入院などのわが子の入院など緊急時の対応

--

記入年月日() 記入者氏名()

親なきあとの居住系の福祉事業所利用について

わが子の希望	・利用したい	・利用したくない	・確認できない
住居の種類	・グループホーム ・その他()	・入所施設	
親の希望	・利用させたい	・利用させたくない	
住居の種類	・グループホーム ・その他()	・入所施設	

記入年月日() 記入者氏名()

遺言

遺言書には、自筆証書遺言（自筆遺言書）、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類があります。遺産相続では自筆遺言書は真偽でもめることがあるので、公正証書遺言書や秘密証書遺言書の方がよいでしょう。2018年（平成30年）7月の民法改正に伴い、相続法も改正され、自筆遺言書を法務局遺言書保管所に保管できるようになりました。相続で自筆遺言書の真偽でもめたり、遺言書の保管場所が不明になることを避けられます。なお、自筆遺言書は全文を自署で作成しなければなりません。添付する相続財産目録については、パソコンで作成できるようになりました。

遺言書の有無

•遺言書はない

•公正証書遺言がある

保管場所

公証役場名

•自筆証書遺言がある

作成年月日

遺言原本の保管場所

•法務局（遺言書保管所）

•自宅

•その他（

）

•遺言執行者をお願いしたい人（申立てにより家庭裁判所が選任します。）

•決めてある

氏名

連絡先

•決めてない

記入年月日（

）

記入者氏名（

）

遺言書がある場合またはこれから作成する場合は記入してください。

•財産は誰に残したいか

•家族やお世話になった人々に伝えたいメッセージ

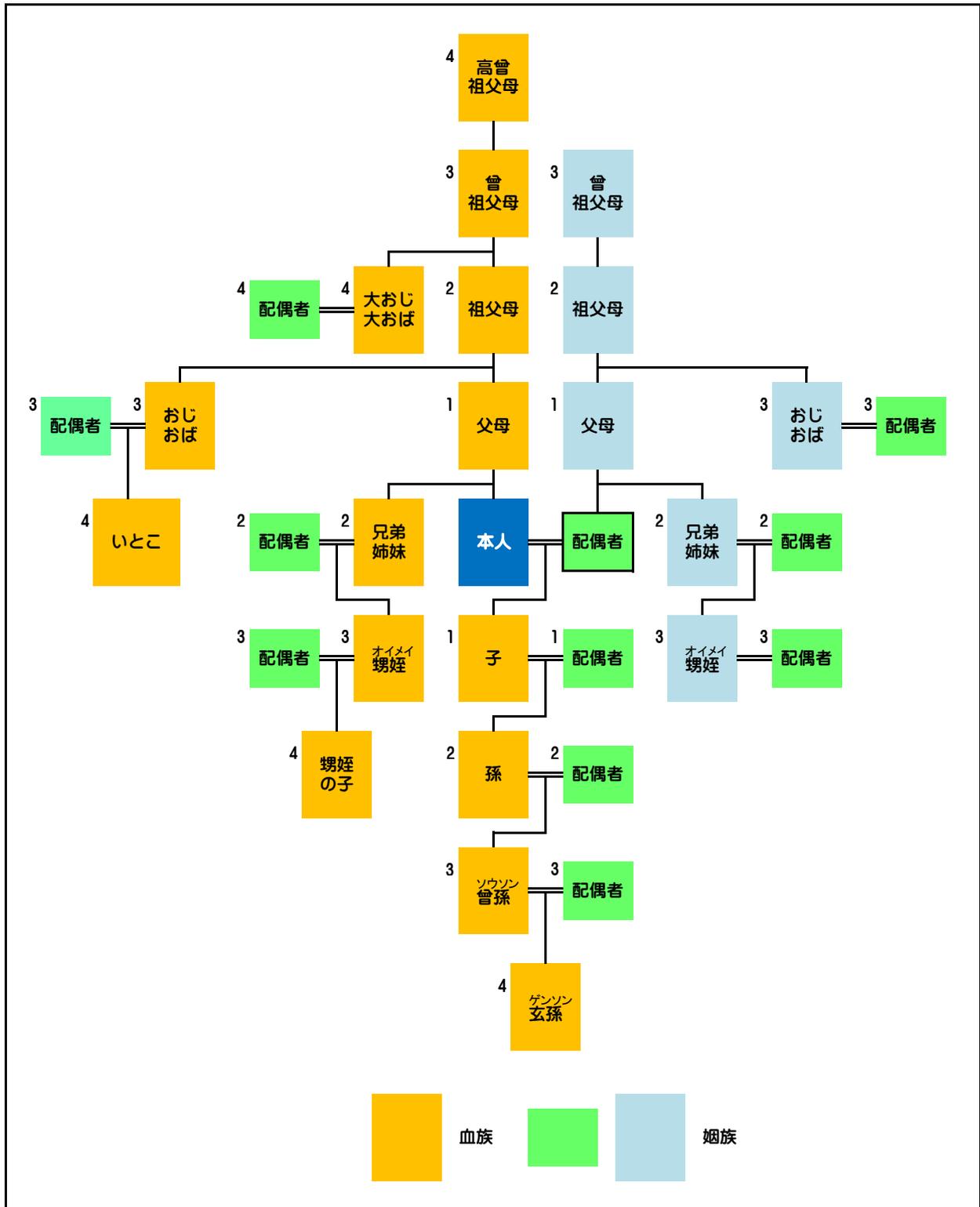
記入年月日（

）

記入者氏名（

）

4親等以内の親族



- ・ 成年後見人等申立ができるのは、配偶者および4親等以内の親族です。(民法7条)
- ・ 親族の範囲は、6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族です。(民法725条)
- ・ 左の数字は、本人からみた親等数を表します。

サポートファイル

しあわせな将来のために

〇〇〇〇年〇月発行

一般社団法人栃木県手をつなぐ育成会

〒320-0072 宇都宮市若草 1丁目 10番 6号

TEL 028(624)3789

FAX 028(624)8631

Email tochi-chiuiku@ninus.ocn.ne.jp